

住宅改修費支給申請時必要書類

住宅改修を行う前には、必ず事前申請が必要となりますので、ケアマネジャー等に必ず相談してください。

《申請時必要書類》

1 事前申請 ※住宅改修を行う前に提出

- 介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書
- 住宅改修が必要である旨の理由書
 - ・居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）等が記入したもの
- 見積書、工事内訳書
- 改修見取図（平面図等）
- 住宅改修後の完成予定の状態がわかるもの
 - ・改修前の写真（日付入り）等
- 住宅所有者の承諾書（被保険者と住宅所有者が違う場合）
- 申請に係る代理人選任届（被保険者と申請者が違う場合）
- 受給に係る代理人選任届（被保険者と受給者が違う場合）
 - ・償還払いの場合

介護保険給付として適正な改修であるか確認した後、確認通知とともに書類一式を一度返却しますので、改修後改めて事後申請（支給申請）してください。

2 事後申請（支給申請） ※住宅改修実施後に提出

- 事前申請提出書類一式
- 領収証（原本を提示することでコピーの提出でも可）
 - ・受領委任払いの場合、利用者負担分の金額
- 工事費内訳書
- 完成後の写真（日付入り）

【受領委任払いの場合】

申請時必要書類に加え、下記の書類が必要となります。

- 受領委任払い委任状
- 請求書（南房総市長宛）
 - ・介護保険給付分の請求書